

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発1228第2号」により下記の検査項目に検査実施料の算定条件の追加および新設が通知されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 適用日 平成 30年 1月 1日から適用

■ 算定条件追加項目

検査項目	検査方法	保険点数
EGFR 遺伝子検査（血漿）	リアルタイムPCR法	2100点

■ 新規保険収載項目

検査項目	検査方法	保険点数
サイトメガロウイルス 核酸検出（尿）	等温核酸増幅法	850点

▼詳細内容

【算定条件追加項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
EGFR 遺伝子検査（血漿）	2100点	血液学的検査判断料 （※2：125点）	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査	<p>(3) EGFR遺伝子検査（血漿）</p> <p>ア EGFR遺伝子検査（血漿）は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ <u>本検査は、血漿を用いてリアルタイムPCR法で測定した場合に算定できる。</u></p> <p>ウ <u>本検査は、肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合、又は肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する場合に、患者1人につきそれぞれの場合で1回に限り算定できる。</u></p> <p>ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法）又は「ロ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法以外）を行うことが困難な場合に限る。<u>なお、本検査の実施に当たっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。</u></p> <p>エ 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>オ <u>本検査と、肺癌の組織を検体とした区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法）又は「ロ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法以外）を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p>

【新規保険収載項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
サイトメガロウイルス核酸検出（尿）	850点	微生物的検査判断料 （※6：150点）	D023 微生物核酸同定・定量検査 12 結核菌群リファンピシ ン耐性遺伝子検出	<p>(20) サイトメガロウイルス核酸検出（尿）</p> <p>ア サイトメガロウイルス核酸検出（尿）は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシ耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、等温核酸増幅法により測定した場合に、1回に限り算定できる。</p> <p>ウ 先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「11」ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（1項目当たり）若しくは「39」グロブリンクラス別ウイルス抗体価（1項目当たり）におけるサイトメガロウイルスを対象とした検査又は「40」サイトメガロウイルス抗体を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(21)～(23) (略)</p>